

関税率表解説 改正の概要(平成 19 年 4 月 1 日施行)

HS 番号	品 目	概 要
第 26.20 項	残留物	バーゼル条約事務局からの検討要請に基づくもの。金属回収用に供される廃棄物から得られるスラグ、灰及び残留物は、第 38.25 項の廃棄物ではなく、金属又は金属化合物を含有するスラグ等として第 26.20 項に分類されることを明確化。
第 27.10 項	廃油	廃油には、インキ、染料、顔料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用により生じたものも含まれることを明確化。
第 38.25 項	廃棄物	上欄のような残留物及び廃油は、第 38.25 項の廃棄物ではなく、残留物(第 26.20 項)及び廃油(第 27.10 項)として分類されることを明確化(上欄の改正内容参照)。
第 49.11 項	その他の印刷物	技術革新を反映した第 85.43 項の改正に伴う規定整備として、電気式のプロキシミティーカード、タグについての記述を削除(下記第 85.43 項の欄参照。)
第 85.08 項	真空式機器	医療用又は獣医用に供される種類の真空式機器は、第 85.08 項ではなく、第 90.18 項に分類されることを明確化(下記第 90 類総説の欄参照。)
第 85.13 項	携帯用ランプ	携帯用品は、現行規定では手で直接持つ場合だけが記述されているが、携帯用品に取り付けるよう設計されたものも含むことを明確化。
第 85.43 項	電気式プロキシミティーカード及びタグ	現在、IC を用いていないプロキシミティーカード、タグが解説されているが、技術革新により製造されておらず、商品として言及する必要がなくなったことから削除。
第 90 類総説	真空式機器	第 90.18 項(医療用又は獣医用の機器)のリーガルテキストの規定振りに表現を合わせた規定整備(上記第 85.08 項の欄参照)。
第 90.10 項	写真用等の材料の現像、焼付用機器	2007 年 HS 改正による半導体製造装置(第 84.86 項)の新設に伴う規定整備(第 90.10 項に分類されることを明確化。)
第 95.04 項	ビデオゲーム周辺機器	2007 年 HS 改正による第 84 類類注の改正に伴う規定整備(注番号の変更等)。